

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(健康福祉局分)(令和6年9月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	生活援護 管理課	228-7412	令和6年度 生活保護情報システム改修業務(進学・就職準備給付金、就労自立給付金)	北日本コンピューター サービス株式会社	2,640,000	R6.9.25	<p>本業務は、現在使用している生活保護情報システム「ふれあい」を就労自立給付金の算定方法の変更及び、進学・就職準備給付金の支給対象の拡大に対応するために、改修するものである。</p> <p>このシステムの通常稼働を妨げることなく改修するためには、当該システムについての詳細な設定や構成についての知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>仮にこのシステムについて詳細な知識を有しない者が本業務を履行した場合、誤設定による生活保護費の算定誤りや、不具合が生じた際に迅速な対応ができないことなどが発生する恐れがある。</p> <p>その結果、生活保護受給者の最低生活を保障するといった制度の目的を達成することができない。</p> <p>以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、このシステムを開発した北日本コンピューターサービス株式会社のみであり、他の業者では履行できないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
2	医療年金 課	228-7375	後期高齢者医療電算システム移行業務	株式会社日立製作所 関西支社	22,262,691	R6.9.13	<p>本業務は、当該システム全体の機能を損なうことなく、現行システムのサーバ機能を円滑かつ確実に、本市ICTイノベーション推進室が所管している第三期統合基盤の空き領域へと移設を行うものであり、当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、システム全体の構成を把握し、今作業によって生じる影響範囲の抽出、作業にあたっての詳細な手順や設定など、当該システムにかかる詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外のものによる適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>当該システムにかかる詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、システム設定の誤りや漏れ、作業工数の増加等が生じる恐れがあり、また、処理の誤りが発生した場合、各業務の遅延、窓口対応の停滞等が発生し、後期高齢者医療に係る市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上のことより、本業務を適正に履行できるものは、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを構築した業者である株式会社日立製作所以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	債務負担
3	障害施策 推進課	228-7818	堺市強度行動障害支援体制整備事業委託業務	社会福祉法人北摂杉の子会	-	R6.9.30	<p>本業務は第5次堺市障害者計画に基づき、堺市内の強度行動障害のある人へ適切かつ統一的な支援体制の構築を目的に、法人等に対し、研修等を実施するものである。</p> <p>当該目的を達成するためには、支援困難者への適切な評価(アセスメント)や多様な支援者間の連携について、高度かつ専門的な知識及び技術が必要である。</p> <p>また、地域の体制整備において高度な専門性を有する者として国から認定された、全国でも十数名しかいない広域的支援人材でなければ、根拠に基づいた適切なアセスメントや助言等が困難であるため、本業務を適正に履行することができない。</p> <p>仮に当該法人以外が本業務を履行すると、不適切な支援の結果、支援困難者の状態が増悪することにより、それぞれの特性に合わせた環境の調整や適正な支援ができず、安定的な生活に重大な影響を及ぼすことになる。</p> <p>継続的な支援が可能である近畿圏内において、広域的支援人材として認定を受けた者を有し、かつ研修やコンサルテーションを事業として実施している者は当該法人以外にない。</p> <p>また、大阪府から現在も受注している重度の行動障害を支援するグループホームへコンサルテーション等を実施する類似業務も、当該法人が支援プログラムの活用や高い専門性を有していることから随意契約となっている。そのほか多数の支援実績を有し、「機関コンサルテーション」として、事業者からの相談に応じ、講義、訪問コンサルテーション、実践報告会、研究会等の人材育成に関するノウハウが豊富である。</p> <p>なお、本業務について、令和5年7月に堺市内の障害支援に関する社会福祉法人等(約10者)に対してヒアリングを実施したところ、専門的技術やコンサルテーション等のノウハウが不足しているとの理由のため、受注できない旨、確認しているものである。</p> <p>以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該法人以外になく、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。よって当該法人を相手方とし、随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	総価契約分 300,000円 単価契約分 80,000円/コンサルテーション1回ほか

4	健康医療政策課	248-6004	結核医療給付システム移行データ作成業務	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	3,190,000	R6.9.24	<p>本業務は、公害補償・医療給付情報データベース上の結核医療給付データを新たに単独で稼働環境が再構築される結核医療給付システムへ移行するにあたり、現行システムから移行データを抽出、作成する業務である。本業務を適正に履行するためには、サーバの構成やデータベースの仕様など、現行システムに係る詳細な知識や技術が必要不可欠であり、現行システムを構築した者以外による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、データの抽出漏れや移行データに起因する不具合が生じる恐れがあり、市民への医療給付等の通知誤りなど市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上のことから、本業務を適正に履行できる者は、現行システムを構築した業者である富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受け、当該システムに係る詳細な知識や技術等を有する富士通Japan株式会社以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
5	健康推進課	222-9936	障害者等歯科口腔保健推進業務	一般社団法人堺市歯科医師会	2,899,050	R6.9.4	<p>歯科口腔保健の推進にあたっては、一般社団法人堺市歯科医師会の包括的な協力を基に展開しているところであり、一般社団法人堺市歯科医師会が地域の住民に良質な医療を提供するうえでのネットワークを形成する基盤となっている。</p> <p>本業務は、障害者歯科という専門的な知識や技術が必要で、医療を提供する地域のネットワークの基盤の上に成り立つものであるため、一般社団法人堺市歯科医師会以外には履行できないことから、随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	